

平成27年3月13日

## 文化審議会 答申 ～国宝・重要文化財（美術工芸品）の指定について～

文化審議会（宮田<sup>みやた</sup> 亮平<sup>りょうへい</sup> 会長）は、3月13日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、2件の美術工芸品を国宝に、39件の美術工芸品を重要文化財に指定することについて、文部科学大臣に答申しましたので、お知らせします。

詳しくは、別添の資料「Ⅰ. 答申内容」、「Ⅱ. 解説」、「Ⅲ. 参考」を御覧ください。

### <担当> 文化庁文化財部美術学芸課

課長	早川 俊章	（内線 2884）
主任調査官（絵画の部）	朝賀 浩	（内線 2890）
主任調査官（彫刻の部）	奥 健夫	（内線 2891）
主任調査官（工芸品の部）	今井 敦	（内線 2889）
主任調査官（書跡・典籍、古文書の部）	池田 寿	（内線 2888）
主任調査官（考古資料の部）	原田 昌幸	（内線 2892）
調査官（歴史資料の部）	地主 智彦	（内線 2893）

電話：03-5253-4111（代表）  
03-6734-2887（直通）

# I. 答申内容

## 1. 国宝（美術工芸品）の指定

### <彫刻の部>

（重要文化財を国宝に 2件）

- ① もくぞうこくうぞうぼさつりゆうぞう 木造虚空蔵菩薩立像 く 一軀
- ① もくぞうみろくぶつざぞう 木造弥勒仏坐像 一軀

## 2. 重要文化財（美術工芸品）の指定

### <絵画の部>

（重要美術品を重要文化財に 1件）

- ① けんぼんちやくしよくとぼてんのうぞう 絹本著色鳥羽天皇像 ぶく 一幅

（文化財を重要文化財に 7件）

- ① しほんちやくしよくやまいのそう しだんかん 紙本著色病草紙断簡（背骨の曲がった男） 一枚
- ② しほんちやくしよくやまいのそう しだんかん 紙本著色病草紙断簡 三幅一枚
- ③ しほんちやくしよくじつげつしき かしやうず 紙本著色日月四季花鳥図 六曲屏風 一双
- ④ しほんきん じちやくしよくえ どめいしよふうぞくず 紙本金地著色江戸名所風俗図 八曲屏風 一双
- ⑤ しほんちやくしよくしゆてんどう じ え まき 紙本著色酒伝童子絵巻 かのうもとのぶひつ 狩野元信筆 三卷
- ⑥ しほんぼく がたんさいちくりんかんきよ 紙本墨画淡彩竹林閑居図 一幅
- ⑦ けんぼんちやくしよくりやうがいまんだらず 絹本著色両界曼荼羅図 二幅

### <彫刻の部>

（文化財を重要文化財に 7件）

- ① かんしつぎ がくめん 乾漆伎楽面 一面

- ② { 
もくぞう い だてんりゆうぞう  
 木造韋駄天立像  
もくぞうぜんざいどう じりゆうぞう  
 木造善財童子立像
 
一軀  
一軀
- ③ { 
もくぞう し し こまいぬ  
 木造獅子狛犬
 
一対
- ④ { 
もくぞう じ ぞう ぼ さつ ざ ぞう  
 木造地藏菩薩坐像
 
一軀
- ⑤ { 
もくぞう ぎ がくめん  
 木造伎楽面  
かんしつ ぎ がくめん  
 乾漆伎楽面
 
一面  
一面
- ⑥ { 
もくぞうによい りんかんのん ざ ぞう  
 木造如意輪観音坐像
 
一軀
- ⑦ { 
もくぞう に てんのうりゆうぞう  
 木造二天王立像  
もくぞう び しやもんでんりゆうぞう  
 木造毘沙門天立像
 
二軀  
一軀

## <工芸品の部>

(文化財を重要文化財に 2件)

- ① { 
いろ え たつ た がわもんすかしぼりそりぼち  
 色絵竜田川文透彫反鉢  
お がたけんざん  
 尾形乾山作
 
一口
- ② { 
しよんずい み かんみずさし  
 祥瑞蜜柑水指  
けいとくちんよう  
 景德鎮窯
 
一合

## <書跡・典籍の部>

(文化財を重要文化財に 3件)

- ① { 
しん こ きん わ か しゆうきようえん わ か  
 新古今和歌集 竟宴和歌
 
一卷
- ② { 
さん か しんちゆうしゆう  
 山家心中集
 
一帖
- ③ { 
こ きん わ か しゆうまきげ かた か な ほん  
 古今和歌集 卷下 (片仮名本)
 
一冊

## <古文書の部>

(文化財を重要文化財に 5件)

- ① { 
みん ぶ しょう ぶ  
 民部省符  
えんちよう  
 延長四年二月十三日
 
一幅
- ② { 
やまとのくにそえかみぐんならなごう や ち て つぎけんもん  
 大和国添上郡檜中郷家地手継券文 (十六通)
 
一卷

- ③ へいじょうきゆうせきぞうしゆ ししゆつ ど もつかん 平城宮跡造酒司出土木簡 五百六十八点
- ④ れいぜいためひろげ こうき 冷泉為広下向記 じひつぽん 自筆本 五冊
- ⑤ じょうすい じ ひ 浄水寺碑 四基

## ＜考古資料の部＞

(文化財を重要文化財に 6件)

- ① ほつかいどうまつのりがわほくがん いせきしゆつ ど ひん 北海道松法川北岸遺跡出土品 一括
- ② にいがたけんもと やしき いせきしゆつ ど ひん 新潟県元屋敷遺跡出土品 一括
- ③ どぐう 土偶 一箇
- ④ おおさか ふのなか こふんしゆつ ど ひん 大阪府野中古墳出土品 一括
- ⑤ とくしまけんかんのん じ しき じ いせきしゆつ ど ひん 徳島県観音寺・敷地遺跡出土品 一括
- ⑥ ふくおかけんいなどう こふんぐんしゆつ ど ひん 福岡県稲童古墳群出土品 一括

## ＜歴史資料の部＞

(文化財を重要文化財に 8件)

- ① おのらんざんかんけい しりよう 小野蘭山関係資料 一括
- ② かしょせんき てんしよう にじゅうはち 過所船旗 天正九年四月廿八日 一旒  
のしまむらかみ けもんじよ 能島村上家文書 百九十九通
- ③ ほうりゆう じ こんどうへき が しやしんげんぼん 法隆寺金堂壁画写真原板 八十三枚
- ④ ほうりゆう じ こんどうへき が しやしん げんぼん 法隆寺金堂壁画写真ガラス原板 三百六十三枚
- ⑤ そめ だてんじんこうれん が かんけい しりよう 染田天神講連歌関係資料 一括
- ⑥ かしょせんき てんしよう にじゅうはち 過所船旗 天正九年三月廿八日 一幅
- ⑦ エーセルテレカラフ 二台
- ⑧ 朝鮮国書 一通

## Ⅱ. 解説

### 【国宝（美術工芸品）の指定】

#### <彫刻の部>

（重要文化財を国宝に 2件）

① もくぞう こくうぞう ぼさつりゆうぞう 木造虚空蔵菩薩立像 く 一軀

【大きさ】像高51.5cm

【所有者】宗教法人醍醐寺（京都府京都市伏見区醍醐伽藍町1）

腕から垂れるてんね天衣まで一材より彫り出した菩薩像である。衣のひだが複雑に乱れる様子を克明に刻み出す表現が見事で、平安時代前期彫刻の名作として知られている。

現在、観音像として重要文化財の指定を受けているが、最近の研究で、虚空蔵菩薩像として伝えられていたことが判明している。

このような新たな知見を踏まえて国宝に指定する。

（平安時代）



② もくぞう みろくぶつざぞう 木造弥勒仏坐像 く 一軀

【大きさ】像高39.0cm

【所有者】宗教法人東大寺（奈良県奈良市雑司町406-1）

東大寺法華堂に伝来した弥勒仏像である。鎌倉時代には、東大寺の創建に関わったろうべんそうじょう良弁僧正が自ら造ったという伝説を伴い、あつく信仰されていたことが知られている。頭部を大きく、上半身を幅広に造り、小さな像とは思えない雄大な造形を示すところから、「試こころみの大仏」つまり大仏を造るにあたっての試作品という呼び名がある。

平安時代前期の彫刻の名作として国宝に指定する。

（平安時代）



## 【重要文化財（美術工芸品）の指定】

### ＜絵画の部＞

（重要美術品を重要文化財に 1件）

① けんほんちやくしよくと ぼてんのうぞう 絹本 著 色 鳥羽天皇像 一幅

【大きさ】縦 173.8cm 横 127.7cm

【所有者】宗教法人新義真言宗総本山根来寺  
しんぎしんごんしゅうそうほんざんねごろじ  
(和歌山県岩出市根来2286)

平安時代後期の鳥羽天皇の姿をほぼ等身大に描いた作品である。全身白い着物に冠をかぶる姿で畳の上に坐る。本図が伝来した根来寺では、鎌倉時代後期から室町時代末期にかけて伽藍の整備が順次進行し、その最中に開基であった鳥羽天皇の画像が制作されたものと考えられる。

本図は、南北朝時代に描かれた天皇の肖像画として貴重である。  
(南北朝時代)



（文化財を重要文化財に 7件）

① しほんちやくしよくやまいのそうし だんかん 紙本 著 色 病草紙断簡（背骨の曲がった男） 一枚

【大きさ】縦 25.3cm 横 32.0cm

【所有者】国（文化庁保管）

京都国立博物館所蔵の国宝「病草紙」と一連の絵巻の断簡で、背骨の曲がった僧侶の姿を描いている。「病草紙」は、病を通じて日常的な人生が地獄と連続していることを表すものと考えられる。

平安時代末期から鎌倉時代初期にかけての制作と考えられ、この時期を代表するやまと絵の作例として貴重である。  
(鎌倉時代)



② <sup>しほんちやくしよくやまいのそうしだんかん</sup> 紙本 著色 病草紙断簡 三幅一枚

- 【大きさ】 (1) 縦 26.2cm 横 33.6cm  
(2) 縦 26.3cm 横 38.2cm  
(3) 縦 25.9cm 横 45.4cm  
(4) 縦 26.3cm 横 40.8cm

【所有者】 独立行政法人国立文化財機構 (東京都台東区上野公園13-9)  
九州国立博物館保管

京都国立博物館所蔵の国宝「病草紙」と一連の絵巻の断簡4点である。当時病気と考えられた様々な症状を描き、日常生活の場も六道思想に基づく地獄の一部と考えられたことを示す。

平安時代末期から鎌倉時代初期にかけての制作と考えられ、この時期を代表するやまと絵の作例として貴重である。

(鎌倉時代)



(1)



(2)



(3)



(4)

③ <sup>しほんちやくしよくじつげつしきかちようず</sup>紙本著色日月四季花鳥図 六曲屏風 一双

【大きさ】各縦 140.0cm 横 308.2cm

【所有者】公益財団法人出光美術館（東京都千代田区丸の内3-1-1）

室町時代に制作されたやまと絵屏風で、右隻は桜と柳に雉、左隻は松と楓に鹿などを描いている。また、金属板を用いて右隻には太陽、左隻には月が表現され、工芸作品に見られる技法も随所に用いられている。現存する作品が少なく、実態解明が遅れている室町時代やまと絵を理解する上でも重要な優品である。

（室町時代）



（左隻）



（右隻）

④ <sup>しほんきんじちやくしよくえどめいしよふうぞくず</sup>紙本金地著色江戸名所風俗図 八曲屏風 一双

【大きさ】各縦 107.2cm 横 488.8cm

【所有者】公益財団法人出光美術館（東京都千代田区丸の内3-1-1）

江戸内外を東側からとらえ、各所に人々の生活や活動の様を濃密に描き込んだ作品であり、江戸時代初期、明暦三年（1657年）までの景観が描かれている。この時期の江戸の様子を総体的に描く現存作例は少なく、本図はその中でも初期作例に位置付けられる。新興都市江戸の活気を画面全体に凝縮する本図は、近世初期風俗画の新しい展開を示すものとして重要である。

（江戸時代）



（右隻）



（左隻）



⑤ <sup>しほんちやくしよくしゆてんどうじ えまき</sup>紙本著色酒伝童子絵巻 <sup>かのうもとのぶひつ</sup>狩野元信筆 三巻

【大きさ】上巻 縦 33.0cm 長 1690.0cm  
中巻 縦 33.0cm 長 2016.7cm  
下巻 縦 33.0cm 長 2626.9cm

【所有者】公益財団法人サントリー芸術財団（東京都港区赤坂9-7-4）  
サントリー美術館保管

<sup>みなもとのよりみつ</sup>源頼光による伊吹山の鬼退治の説話を三巻に描く絵巻である。狩野元信一門による共同制作と考えられ、特に上巻の主要部分は元信自身が描いたものと認められる。本作品は、室町時代の狩野派による絵巻の基準作として貴重であるとともに、小田原北条家から鳥取藩池田家への伝来が具体的に判明している点でも、学術的価値が高い。

（室町時代）



⑥ <sup>しほんぼくが たんさいちくりんかんきよず</sup>紙本墨画淡彩竹林閑居図 一幅

【大きさ】縦 95.7cm 横 39.8cm

【所有者】松岡地所株式会社（東京都新宿区西新宿1-7-1）  
松岡美術館保管

竹林に囲まれた建物の中から上空の月を愛でる高士<sup>こうし</sup>の姿を描いた詩画軸である。禅僧竹庵大縁<sup>ちくあんだいえん</sup>による永享七年（1435年）三月の着賛<sup>ちやくさん</sup>があり、本図の筆者を周文と記す。周文は室町時代を代表する絵師であるが、確実な実作例を特定するには至っておらず、本図は周文画風を検討する上で極めて重要である。

（室町時代）



⑦ 絹本著色 両界曼荼羅図

二幅

【大きさ】(胎蔵曼荼羅) 縦 91.3cm 横 74.2cm

(金剛界曼荼羅) 縦 92.2cm 横 74.4cm

【所有者】宗教法人眞輪院 (京都府相楽郡南山城村大字南大河原小字湯矢畷90)

小型の両界曼荼羅であり、簡略化された描写ながら、基本的には空海が中国からもたらした図像形式に忠実に倣っている。仏や菩薩の描写、彩色技法などから平安時代末期の制作と考えられる特徴を示し、南山城の地に伝来した貴重な文化財である。

(平安時代)



(胎蔵曼荼羅)



(金剛界曼荼羅)

## <彫刻の部>

(文化財を重要文化財に 7件)

### ① かんしつ ぎがくめん 乾漆伎楽面 一面

【大きさ】縦 31.2cm

【所有者】国 (文化庁保管)

かんしつ 乾漆造りの技法を用いて造られた伎楽面である。伎楽面の代表的作者の一人、しやうりのうおなり 相季魚成が752年のとうだいじ 東大寺のだいぶつかいげんえ 大仏開眼会に用いるための面として造ったものと考えられる。

奈良時代の乾漆造りの伎楽面として極めて貴重な遺品である。  
(奈良時代)



### ② もくぞう い だてんりゆうぞう 木造韋駄天立像 一軀 もくぞうぜんざいどう じりゆうぞう 木造善財童子立像 一軀

【大きさ】像高 韋駄天 97.3cm 善財童子 64.5cm

【所有者】宗教法人長瀧寺 (岐阜県郡上市白鳥町長瀧大門92)

中国南宋時代、13世紀製作の2軀の仏像で、同じく長瀧寺に伝わる重要文化財・そうはんいつさいきょう 宋版一切経とともに、中国よりもたらされたと考えられる。

単純化された造形に、中国の江南地方の彫刻の特色をよく示している。韋駄天は彩色が鮮やかに遺り、大変美しい作品である。

我が国の中世彫刻を考える上で貴重であり、また、日中文化交流史においても重要である。  
(南宋時代)



(木造善財童子立像)

(木造韋駄天立像)

③ <sup>もくぞう し しこまいぬ</sup>木造獅子狛犬 一対

【大きさ】像高 獅子 71.0cm  
狛犬 72.8cm

【所有者】宗教法人若松神社（<sup>わかまつじんじや</sup>滋賀県大津市大江2-9-1）

口を開く獅子と、角を生やし口をつぐむ狛犬の組み合わせによる一対の像で、迫力のある姿を表している。全体に輪郭を優美な曲線でまとめる作風から、平安時代後期に造られたと考えられる。

遺品の少ない平安時代の獅子狛犬の中で、大型でしかも製作優秀な作品である。

（平安時代）



（狛犬）

（獅子）

④ <sup>もくぞう じ ぞう ぼ ざつ さ ぞう</sup>木造地藏菩薩坐像 一軀

【大きさ】像高 47.5cm

【所有者】<sup>しんまち じ ぞう ぼ ぞんかい</sup>新町地藏保存会（京都府京都市左京区下鴨松ノ木町）

<sup>かや</sup>櫃の一材より彫り出した、<sup>しもがも</sup>京都下鴨の小さな地藏堂に伝わった地藏菩薩像である。厚みと張りのある肉付け、重厚な表情などに平安時代前期の彫刻の特色を示しており、九世紀後半の製作と推定される。

平安時代前期の彫刻の優れた作品であり、また、坐像の地藏菩薩の初期作例として貴重である。

（平安時代）



⑤ { 
 もくぞう ぎ がくめん  
 木造伎楽面  
 かんしつ ぎ がくめん  
 乾漆伎楽面
  } 
 一面  
 一面

【大きさ】縦 木造伎楽面 33.5cm 乾漆伎楽面 27.8cm  
 【所有者】公益財団法人藤田美術館（大阪府大阪市都島区網島町10-32）

木造と乾漆の伎楽面で、752年に行われた東大寺大仏の開眼会かいげんえに用いられたと考えられる。木造面は力士の面で、鎌倉時代初期の東大寺再建で活躍した仏師こうけい康慶がこの面を模刻した作品が京都府の神童寺じんどうじに現存している。乾漆面は酔胡従すいこじゆうの面で、裏に作者であるしょうりのうおなり相李魚成の名が記されている。



(木造伎楽面)



(乾漆伎楽面)

ともに奈良時代の伎楽面の遺品として貴重である。

(奈良時代)

⑥ { 
 もくぞうによい りんかんのんざ ぞう  
 木造如意輪観音坐像  
 ざう  
 一軀
  }

【大きさ】像高 20.6cm  
 【所有者】宗教法人西大寺  
 (奈良県奈良市西大寺芝町1-1-5)

白檀の代用材として桜を用い、台座まで一材より彫り出した檀像彫刻で、作風より11世紀前半の製作と考えられる。

左足を垂下して岩の上に坐る姿から、滋賀県の石山寺いしやまでらの本尊ほんぞう、如意輪観音像にょいりんかんのんざうの模像もぞうとして作られたと思われる。平安時代中期の檀像の代表的な作品として評価され、また、模刻の早い例として貴重である。

(平安時代)



⑦ { 
 もくぞう に てんのうりゆうぞう  
**木造二天王立像**  
 もくぞう びしやもんてんりゆうぞう  
**木造毘沙門天立像**

 二軀  
 一軀

【大きさ】 二天王 (1) 138.6cm  
 (2) 138.0cm  
 毘沙門天 246.7cm

【所有者】 あらもびしやもんどう 荒茂毘沙門堂管理組合 (熊本県球磨郡 くまぐん あさぎり町深田北小字荒茂)

左右一対の二天王像と、一軀の毘沙門天像で、しょうふくじあと 勝福寺址に建つ毘沙門堂に安置されている。最近の保存修理で、二天王のうち一軀(1)の像内に久安三年(1147年)、毘沙門天の像内に久寿三年(1156年)の年紀が記されていることが判明している。

平安時代末期における地方の仏像製作の動向を示しており、貴重である。

(平安時代)



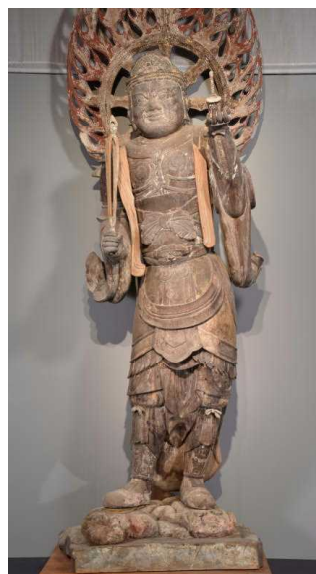
(1)



(2)



(木造二天王立像)



(木造毘沙門天立像)

## <工芸品の部>

(文化財を重要文化財に 2件)

① いろ え たつ た がわもんすかしほりそりばち 色絵竜田川文透彫反鉢 お が た け ん ざ ん 尾形乾山作 一口

【大きさ】高さ 11.5cm 口径 20.2cm 高台径 9.7cm

【所有者】個人

けんざん 尾形乾山(1663～1743年)は文芸の香り豊かな  
てんが 典雅な様式の陶磁器を創作した。内外面に描かれ  
た文様が相呼応する反鉢は乾山が得意とした器形  
であり、内面に水流が描かれていることから、歌枕  
うたまくら の竜田川を表した意匠であることが知られる。乾  
山の色絵の代表作であり、貴重である。

(江戸時代)



② しよんずい み かんみずさし 祥瑞蜜柑水指 けいとくちんよう 景德鎮窯 一合

【大きさ】総高 16.7cm 口径 14.7cm

胴径 24.2cm 底径 11.7cm

【所有者】公益財団法人湯木美術館 (大阪府大阪市中央区平野町3-3-9)

しよんずい 祥瑞は中国江西省の景德鎮民窯において、明  
時代末期に日本の茶人向けの注文によって焼か  
れた染付の一群を言う。精良な素地に良質のコ  
バルト顔料を用いて細密な文様が描かれる。茶  
人に珍重される蜜柑水指の中でも、端正な姿と  
見事な文様により評価が高く、貴重である。

(明時代)



<書跡・典籍の部>

(文化財を重要文化財に 3件)

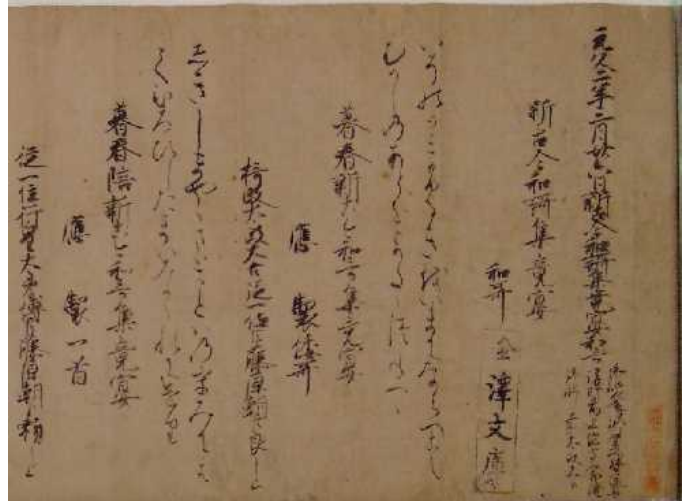
① <sup>しん こきん わ か しゆうきようえん わ か</sup>新古今和歌集 竟宴和歌 一巻

【大きさ】縦 28.4cm 全長 302.5cm

【所有者】公立大学法人横浜市立大学（神奈川県横浜市金沢区瀬戸22-2）

<sup>げんきゆう</sup>元久二年（1205年）、新古今和歌集の完成を祝し、後鳥羽院（1180～1239年）によって催された<sup>うたかい</sup>歌会の和歌である。後鳥羽院が作った1首と、藤原良経らの各1首の計20首を収めている。勅撰集の完成に伴い、初めて催された<sup>ちやくせんしゆう</sup>竟宴における和歌であり、かつ、鎌倉時代中期にさかのぼる最古の写本として貴重である。

(鎌倉時代)



② <sup>さん か しんちゆうしゆう</sup>山家心中集 <sup>じゆう</sup>一帖

【大きさ】縦 16.1cm 横 16.1cm

【所有者】宗教法人妙法院（京都府京都市東山区東大路通七条上る妙法院前側町447）

「山家心中集」は<sup>さいぎよう</sup>西行（1118～1190年）の歌集の一つである。西行が詠った<sup>うた</sup>360首など、計374首を収めている。末尾に藤原俊成の贈答歌があり、<sup>しやうあん</sup>承安末年（1175年）頃の成立と推定される。

本書は、鎌倉時代中期にさかのぼる唯一の<sup>かんぼん</sup>完本として、西行及び国文学研究上、貴重である。

(鎌倉時代)





③ <sup>こ きん わ か し ゆ う ま き げ</sup> 古今和歌集 <sup>か た か な ほん</sup> 卷下 (片仮名本) 一冊

【大きさ】縦 28.0cm 横 21.0cm

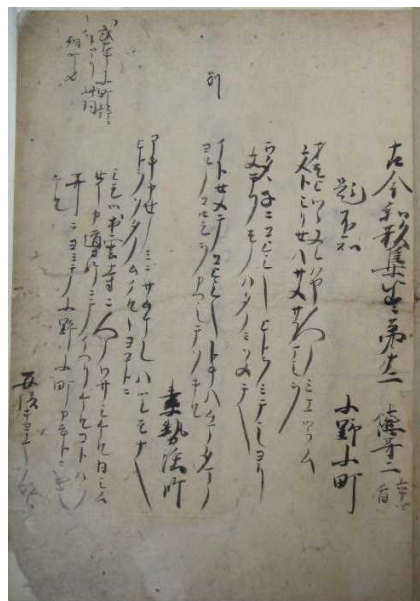
【所有者】個人

「古今和歌集」は醍醐天皇の命により作られた、最初の勅撰和歌集で、後の勅撰集の規範となった。

<sup>ふじわらのきよすけ</sup>藤原清輔 (1104～1177年) は実証的な<sup>ろくじょうとうけ</sup>六条藤家の<sup>かがく</sup>歌学を大成させた人物であり、本書は清輔本系統の写本として、中世以降の古今集研究史上、重要な位置付けにある。

清輔本の最古本を<sup>さいこほん</sup>片仮名書きで書写した、類例が少ない鎌倉時代中期の写本として貴重である。

(鎌倉時代)



<古文書の部>

(文化財を重要文化財に 5件)

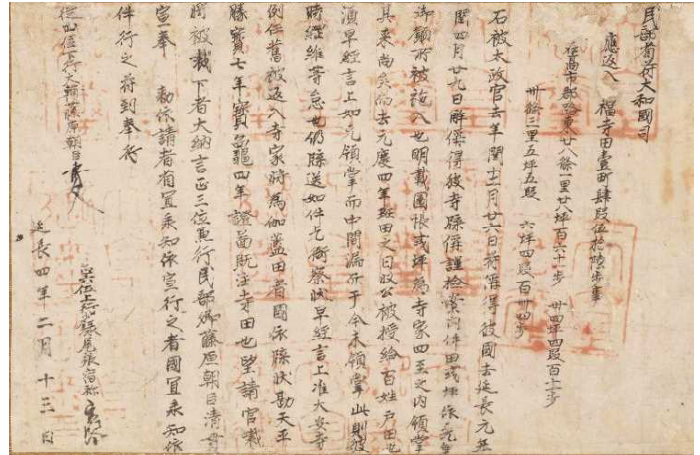
- ① <sup>えんちよう</sup>民部省符 延長四年二月十三日 一幅

【大きさ】縦 29.7cm 横 45.1cm

【所有者】独立行政法人国立文化財機構（東京都台東区上野公園13-9）  
奈良国立博物館保管

民政を担当した民部省から大和国司<sup>やまとのこくし</sup>に対して延長四年（926年）に出された公文書である。高市郡内の土地が弘福寺の寺田であることを認める内容が記されている。

現存する民部省符のうち、最古の正文として貴重である。  
(平安時代)



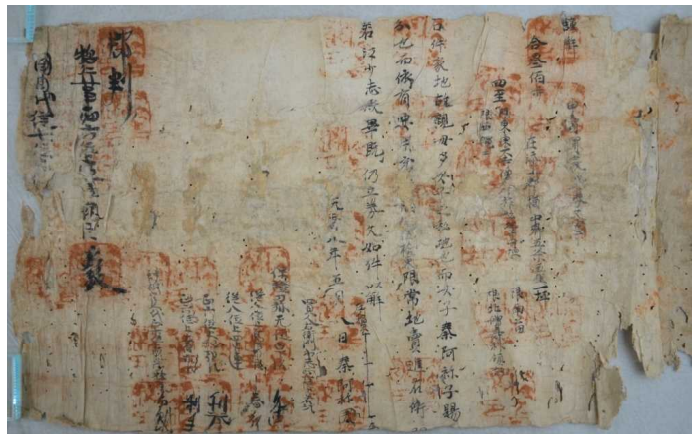
- ② <sup>やまとのくにそえかみぐんならなかごう やち てつぎけんもん</sup>大和国添上郡檜中郷家地手継券文（十六通） 一卷

【大きさ】縦 32.1cm 全長 750.3cm

【所有者】独立行政法人国立文化財機構（東京都台東区上野公園13-9）  
九州国立博物館保管

大和国添上郡における、家を建てる土地の売券等を年代順に貼り継いだ文書で、手継券文と呼ぶ。天曆八年（954年）から長保四年（1002年）までの16通からなり、原状のまま今に伝わる稀有なものである。

(平安時代)



③ <sup>へいじょうきゆうせきぞうしゆ ししゆつどもつかん</sup> 平城宮跡造酒司出土木簡

五百六十八点

【所有者】独立行政法人国立文化財機構（東京都台東区上野公園13-9）  
奈良文化財研究所保管

平城宮跡造酒司の4地点から出土した木簡のまとまりである。平城宮跡は「地下の正倉院」と言われ、出土した木簡はその時代の社会・経済を詳細に知り得る貴重な史料群である。

この木簡群には、米の<sup>にふだ</sup>荷札や、<sup>だいじようさい</sup>聖武天皇の<sup>りつりようせい</sup>大嘗祭<sup>かんが</sup>に関するものが含まれており、<sup>かんが</sup>律令制下の官衙のまとまった史料として重要である。

（奈良時代）



④ <sup>れいぜいためひろげこうき</sup> 冷泉為広下向記 <sup>じひつぽん</sup> 自筆本

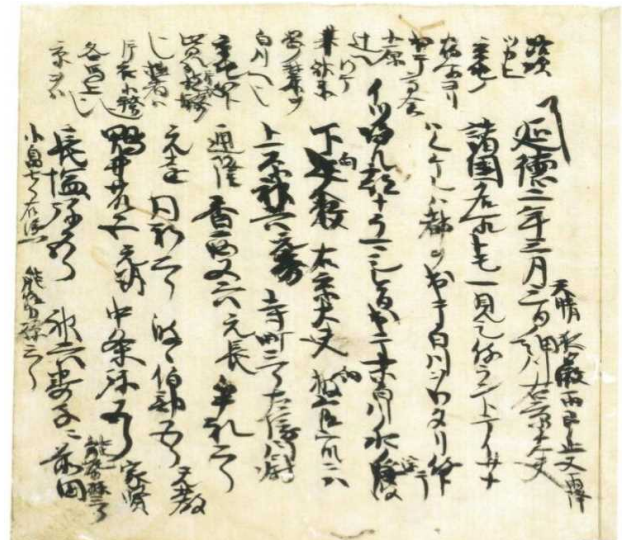
五冊

【所有者】公益財団法人冷泉家時雨亭文庫  
（京都府京都市上京区今出川通烏丸東入玄武町599）

冷泉為広（1450～1526年）は、室町時代後期を代表する歌人である。越後、能登など各地を訪れ、その際に記した自筆の記録が残されている。

当時の中央と地方における文芸交流の具体的な様子を知ることができ、室町時代後期の史料として貴重である。

（室町時代）



⑤ 浄水寺碑

四基

【所有者】宗教法人豊野神社（熊本県宇城市豊野町上郷1859）

熊本県指定の史跡である浄水寺跡に伝存する、南大門碑、<sup>なんだいもんひ</sup>南大門碑、<sup>にょほうきょうひ</sup>如法経碑、<sup>じりょうひ</sup>寺領碑、<sup>とうろうひ</sup>燈籠碑の古代碑である。奈良・平安時代のもので、一箇所にまとまって存在する碑として唯一であり、数少ない古代の碑として貴重である。

（奈良・平安時代）



（南大門碑）



（左から寺領碑、如法経碑、燈籠碑）

<考古資料の部>

(文化財を重要文化財に 6件)

① <sup>ほつかいどうまつのりがわほくがん い せきしゆつ ど ひん</sup>北海道松法川北岸遺跡出土品 一括

【所有者】 <sup>らうすちよう</sup>羅臼町 (北海道目梨郡羅臼町栄町100-83)  
<sup>めなしぐん</sup>羅臼町郷土資料館保管

7世紀から8世紀頃、知床半島の松法川河口  
近くの砂丘上に存在した集落跡から出土した一  
括資料である。

土器・石器に加え、多数の炭化した木製品な  
どが出土し、熊の頭部を彫刻した容器など、通  
常の埋蔵環境では残らない資料が多数含まれて  
いる。北海道における、人々の生活の実態を復  
元する上で、類品のない資料として貴重である。  
(オホーツク文化期)



② <sup>にいがたけんもと やしき い せきしゆつ ど ひん</sup>新潟県元屋敷遺跡出土品 一括

【所有者】 村上市 (新潟県村上市三之町1-1)  
縄文の里・朝日 奥三面歴史交流館保管

山形県境近くの奥三面に所在した、縄文時  
代後期から晩期の集落跡の出土品一括で、多  
量の土器、石器で構成されている。特に土器  
は、東北地方と越後地方の双方の特質を持つ  
資料が混在し、文化圏の接触地域における特  
異な様相を示している。

これらは当時の人々の生活実態を復元する  
上で貴重である。  
(縄文時代)



③ <sup>どぐう</sup>土偶

一箇

【大きさ】高さ 23.0cm

【所有者】富士見町(長野県諏訪郡富士見町落合10777)  
井戸尻考古館保管

八ヶ岳の山麓に所在する、<sup>さかうえ</sup>坂上遺跡から出土した土偶であり、両腕を広げ、顔面は斜上方を向いた姿勢で直立している。胴体は長く作られ、腹部両脇と腰の部分には細かな線で文様が描かれている。

造形が優れ、保存状態も良好であり、縄文時代中期の土偶として貴重である。

(縄文時代)



④ <sup>おおさかふのなかこふんしゆつどひん</sup>大阪府野中古墳出土品

一括

【所有者】国立大学法人大阪大学(大阪府吹田市山田丘1-1)  
大阪大学総合学術博物館保管

<sup>ふるいち</sup>古市古墳群の一つ、<sup>はかやまこふん</sup>墓山古墳に近接した方墳である、<sup>かつちゆう</sup>野中古墳からの出土品一括である。甲冑や刀剣、農工具など極めて多量の鉄製品が出土しており、特に、甲冑は古墳時代の武具研究で常に指標となるものである。

古墳時代の鉄製武具のまとまった資料として、また、この時代特有の鉄器多量埋納の実態を示す資料として貴重である。

(古墳時代)



⑤ <sup>とくしまけんかんのんじ</sup> 徳島県観音寺・<sup>しきじ いせきしゆつどひん</sup> 敷地遺跡 出土品 一括

【所有者】徳島県(徳島県徳島市万代町1-1)  
徳島県立埋蔵文化財総合センター保管

<sup>あわこくふ</sup>阿波国府跡推定地の周辺からの出土品である。木簡や祭祀具、農具などの木製品、役人の存在を傍証する<sup>おびかなぐ</sup>帯金具などで構成されている。特に、木簡は豊富な内容を含み、「観音寺・敷地木簡」として知られている。

地方における律令制度の実態や、地方行政機構の成立過程を知る上で貴重である。  
(飛鳥時代～平安時代)



(祭祀具や帯金具等)



(木簡)

⑥ <sup>ふくおかけんいなどう こふんぐんしゆつどひん</sup> 福岡県稲童古墳群 出土品 一括

【所有者】<sup>ゆくはしし</sup>行橋市(福岡県行橋市中央1-1-1)  
行橋市歴史資料館保管

<sup>すおうなだ</sup>周防灘に面した砂丘上に所在する稲童古墳群8号墳・15号墳・21号墳から出土した、古墳時代前期及び中期の出土品一括である。中でも、21号墳から出土した<sup>かぶと</sup>冑は、頭頂部に<sup>ほよう</sup>歩揺金具を付加した<sup>こんどうたちかざり</sup>金銅立飾が取り付けられた優品である。その他、装飾豊かな刀剣類や、各種甲冑が含まれている。

九州における古墳時代前・中期の副葬品の一括として、また、種類豊富な武具類を含む点で貴重である。  
(古墳時代)



<歴史資料の部>

(文化財を重要文化財に 8件)

① <sup>おのらんざんかんけいしりよう</sup> 小野蘭山関係資料

一括

【所有者】国（国立国会図書館保管）

小野蘭山は、江戸時代中後期の本草学者である。国内各地の動植物、鉱物について観察採集を行い、その名称、性質を考究し、『本草綱目啓蒙』に成果をまとめ、近世における当該学問を大きく発展させた。

本資料群は、蘭山の本草学研究の根幹を知り得る講義稿である『本草綱目草稿』や、自筆日記『小野蘭山公勤日記』などを含み、蘭山の生涯と学問を研究する上での基本資料として貴重である。

(江戸時代)



② <sup>かしのせんき</sup> 過所船旗 <sup>のしまむらかみ</sup> 能島村上家文書 <sup>てんしやう</sup> 天正九年四月廿八日 <sup>にじゅうはち</sup> 八日 <sup>りゆう</sup> 一旒   
 百九十九通

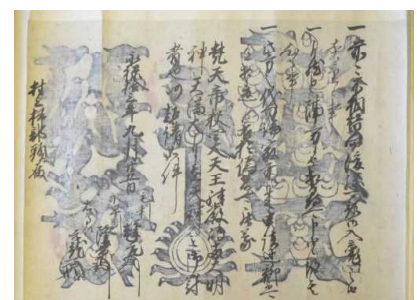
【大きさ】過所船旗 縦 53.4 cm 横 42.1 cm

【所有者】個人

中世後期に瀬戸内海の制海権を有した能島村上家に伝来した、室町時代から安土桃山時代に至る文書群で、過所船旗1旒を含む。

過所船旗は、能島村上家の家紋「上」が大きく書かれたもので、村上武吉が発給した海上通行証というべき伝来の稀な資料として貴重である。また、文書群は海上交通の要衝である瀬戸内海において水軍を編成し、活動した戦国期武家の歴史を知る上で、最もまとまった資料群として歴史的価値が高い。

(室町時代～安土桃山時代)





③ ほうりゆうじ こんどうへき がしやしんげんばん  
法隆寺金堂壁画写真原板

八十三枚

【所有者】株式会社便利堂（京都府京都市中京区新町通竹屋町下ル弁財天町302）

昭和10年（1935年）に、文部省法隆寺国宝保存事業部の事業として撮影された、法隆寺金堂壁画12面の写真原板群のうち、各面全図写真原板、四色分解写真原板（原色図版用）、赤外線写真原板である。

特に四色分解写真原板は、壁画焼損前の彩りを伝える唯一の原板として貴重であり、古代東アジアを代表する仏教絵画である法隆寺金堂壁画の最も高品質な写真原板であるため、学術的価値が高い。

（昭和時代）



（四色分解写真原板）

④ ほうりゆうじ こんどうへき がしやしんげんばん  
法隆寺金堂壁画写真ガラス原板 三百六十三枚

【所有者】宗教法人法隆寺（奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺山内1-1）

昭和10年（1935年）に、文部省法隆寺国宝保存事業部の事業として撮影された、法隆寺金堂壁画12面の写真原板群のうち、原寸大分割写真原板である。

全紙規格の大型撮影機を使用し、高い撮影技術を駆使して細部に至るまで、巨大な壁画の精緻な記録を作成することに成功したもので、後に模写作成の基礎資料としても活用された。国宝保存法下における国直営の国宝保存事業の成果であり、古代東アジアを代表する仏教絵画である法隆寺金堂壁画の最も高品質な写真原板であるため、学術的価値が高い。

（昭和時代）



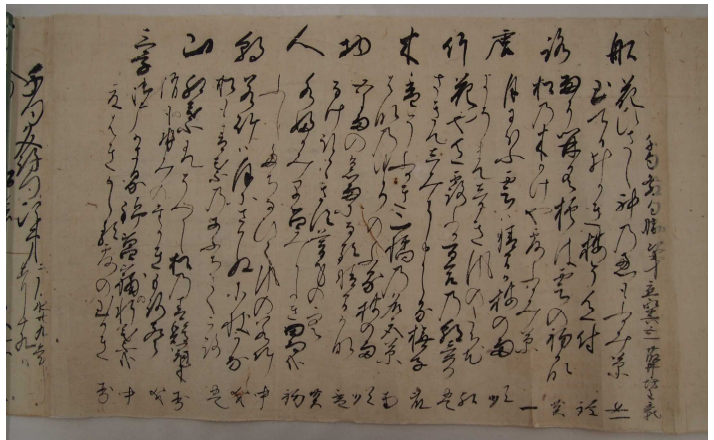
⑤ <sup>そめだてんじんこうれんがかんけいしりょう</sup> 染田天神講連歌関係資料 一括

【所有者】 染田区（<sup>うだしむろうそめだ</sup> 奈良県宇陀市室生染田）

現在の奈良県東部山間地域の武士を主たる構成員とする天神講連歌に関する一括資料群であり、連歌類、文書・記録類、<sup>てんじん</sup>天神名号、机、唐櫃からなる。

中世後期における連歌興行の内容や運営状況等を明らかにする一括資料であり、同時代における連歌の地方展開の実態を知ることができる。地方における連歌関係資料がほとんど伝来していない中、質量ともに最もまとまった資料群として、学術的価値が高い。

（南北朝時代～安土桃山時代）



（連歌類）

⑥ <sup>てんしりょう</sup> 天正九年三月廿八日 <sup>にじゅうはち</sup> 八日 一幅

【大きさ】 縦 58.4 cm 横 43.2 cm

【所有者】 個人

天正9年（1581年）、瀬戸内海に制海権を有した<sup>むらかみたけよし</sup>村上武吉が、水軍を用い商業活動に従事した<sup>さいかしゅう</sup>雑賀衆の<sup>むかいし</sup>向井氏に宛てて発給した過所船旗である。

過所船旗は海上通行証と言うべきもので、交通の大動脈であった瀬戸内海の海上交通の実態を伝える。

村上武吉発給の過所船旗は2例が知られるのみで、伝来稀な資料であるため、海上交通史研究上、貴重である。

（安土桃山時代）



## ⑦ エーセルテレカラフ 二台

【大きさ】送信機 幅 31.1cm 奥行 34.0cm 高さ 13.0cm  
受信機 幅 36.3cm 奥行 36.3cm 高さ 80.8cm

【所有者】個人

送信機と受信機の二台からなる指字式電信機である。箱に書かれた銘から、「エーセルテレカラフ (=指字電信機)」と称した器機であったことが判明している。

本機は、幕末に電信機の製作実績が知られる佐賀藩精煉方で、中村奇輔きすけらにより製作された可能性が高い。幕末期の国産電信機として伝存する唯一の事例であり、我が国における西洋科学技術の受容の在り方を示しているため、貴重である。

(江戸時代)



(上：受信機、下：送信機)

## ⑧ 朝鮮国書 一通

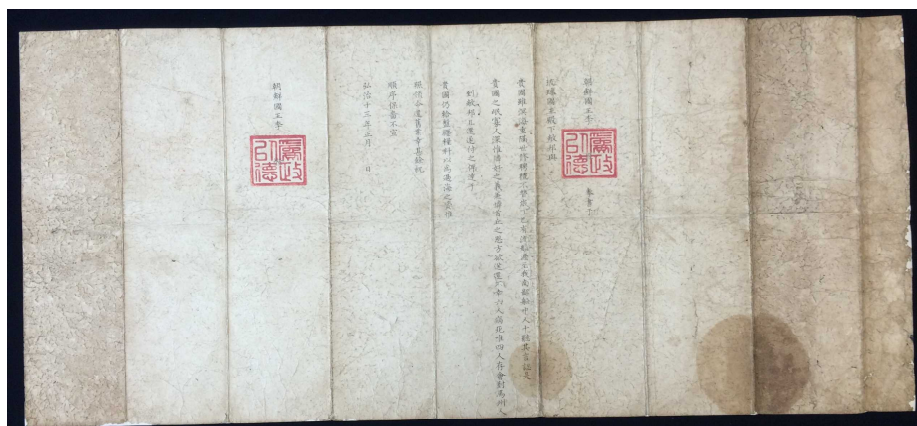
【大きさ】縦 58.1cm 横 118.4cm

【所有者】都城市みやこのじょうし (宮崎県都城市姫城町6-21)  
都城島津邸保管

明応九年(1500年)、朝鮮国王の李隆りゆんが琉球国王の尚真しょうしんに宛てた書契しょけいで、朝鮮国に漂着した琉球人の漂流民を対馬の人に依頼し、琉球国へ送還する際に発給されたものである。

現存する朝鮮国書の中で最古の文書であり、中世後期の東アジア対外関係史上における数少ない外交文書として貴重である。

(朝鮮時代)



### Ⅲ. 参考

#### ○国宝・重要文化財（美術工芸品）の指定件数

種別 \ 事項	新規指定件数		合計
	国 宝	重要文化財	
絵 画	0	8	2, 0 0 2 ( 1 5 9 )
彫 刻	2	7	2, 6 9 2 ( 1 3 0 )
工 芸 品	0	2	2, 4 4 7 ( 2 5 2 )
書跡・典籍	0	3	1, 9 0 3 ( 2 2 4 )
古 文 書	0	5	7 5 9 ( 6 0 )
考 古 資 料	0	6	6 1 8 ( 4 6 )
歴 史 資 料	0	8	1 9 1 ( 3 )
合 計	2	3 9	1 0, 6 1 2 ( 8 7 4 )

(注) 合計欄括弧内の数字は国宝の件数で、内数である。

#### ○参照条文：文化財保護法（抄）

（指定）

第二十七条 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

2 文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものを国宝に指定することができる。

第百五十三条 文部科学大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

一 国宝又は重要文化財の指定及びその指定の解除